

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護療養型老人保健施設さくら
- ・開設年月日 平成22年7月1日
- ・所在地 福井県福井市花堂東2丁目408番地
- ・電話番号 0776-34-3500
- ・代表者名 施設長 古林 秀則
- ・介護保険許可番号 1850180108

(2) 介護療養型老人保健施設の目的と運営方針

介護療養型老人保健施設さくらは、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以上のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制及び業務内容

・医師	1名	健康管理及び医療の処置
・看護職員	7名以上	保健衛生並びに看護業務
・薬剤師	1名	薬剤の調剤及び管理
・介護職員	17名以上	介護業務
・理学・作業療法士	1名以上	理学・作業療法業務
・支援相談員	1名	相談指導業務
・管理栄養士	1名	栄養管理業務
・介護支援専門員	1名	ケアプラン作成業務
・事務職員	3名	事務の処理

※ 利用者と看護及び介護職員の比率は、3：1の基準を上回った配置です。

夜間は、看護及び介護職員を4名配置します。

(4) 入所定員等

- ・定員 68名
- ・療養室 4人室（多床室） 12室
個室（従来型個室） 20室（内トイレ付2室、トイレ・バス付2室）
- ・通所定員 40名

2. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②リハビリテーション計画・栄養ケア計画の立案
- ③食事
- ④入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ⑤医学的管理・看護
- ⑥介護
- ⑦機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧相談援助サービス
- ⑨理美容サービス（斡旋）
- ⑩行政手続代行
- ⑪その他

※これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので、入所契約時にご相談ください。

3. 利用料金

- ・利用単位別、介護度別の利用料金は【別紙】に示したとおりです。
- ・介護保険法令等の改正により利用料金に変動が生じた場合及び事業者が利用料金の設定を変更する場合には【別紙】を改定して事前に利用者に通知します。
- ・利用者は、前項の変更に同意しない場合には、本契約を解約することができます。

4. 支払い方法

- ・毎月 10 日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則、「金融機関口座引き落とし」「振込み」「受付での現金支払い」の 3 通りになります。口座引き落とし、振込み手数料はご利用者様の負担となります。受付での現金支払いは、なるべくお釣りの無い様にお願い致します。
- ・利用料金の集金は行いません。

5. 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

[協力医療機関]

- ・名 称 あすわクリニック
- ・住 所 福井市下馬 3 丁目 511 番地

[協力歯科]

- ・名 称 竹下歯科
- ・住 所 福井市木田 2 丁目 2104

[緊急時の連絡先]

- ・緊急の場合には、「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、午前 9 時から午後 8 時とします。
- ・消灯時間は午後 9 時とします。
- ・外出・外泊は、施設長宛に外出・外泊届を提出して頂きます。
- ・禁酒・禁煙です。
- ・火気の取扱いは、指定場所以外では禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、故意に損害を与えること、または無許可で持ち出すことは禁止です。
- ・外泊時等にみだりに施設外で受診することはご遠慮ください。
- ・宗教活動は禁止とします。
- ・ペットの持ち込みは禁止とします。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とします。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止とします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備
- ・防災訓練 年 2 回

8. 事故発生時等の対応

当施設では利用者に対する介護保険施設サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、当施設の責に帰すべき事由による事故で、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、その損害を賠償いたします。

9. 要望及び苦情等の相談

ご要望や苦情の受付は、当施設内、もしくは「その他行政機関」として下記の機関がございます。

(1) 当施設内

- [窓口対象者] 支援相談員 小林 昌恵
- [解決責任者] 施設長 古林 秀則
- [ご利用時間] 月～金曜日 9：00～17：00
- [ご利用方法] 電話・面談等
- [電話番号] 0776-34-3500
- [ご意見箱] 1階 ロビー

(2) その他行政機関

①福井市役所介護保険課

住所：福井市大手 3-10-1 電話：0776-20-5715

②福井県国民健康保険団体連合会

住所：福井市西開発 4 丁目 202-1 電話：0776-57-1614